

2020年度

F P 1 級（学科）  
短期合格の秘訣！

**TAC**

# FP1級（学科）短期合格の秘訣！

FP1級の学科試験が3・2級試験と大きく異なる点は、択一式(基礎編)だけでなく記述式(応用編)が課されることにあります。その内容は、用語の穴埋め問題(語群なし)や計算問題(計算過程も記述)が出題され、3・2級の実技試験に準じています。そのため、合格するためには各論点を正確に理解するとともに計算問題に対応できる応用力が求められます。

しかしながら、過去問題を詳細に分析すると一定の出題パターンが見受けられ、適切な試験対策をして試験にのぞむ受検者とそうでない受検者とでは、結果に大きな差が出ると思われます。当セミナーでは、最近の試験傾向を徹底分析し、効率よく合格するためのTAC学習法をお話します。

## 1 試験概要

### ■試験日程（予定）

9月試験：2020年9月13日（日） 合格発表：2020年10月23日（火）

1月試験：2021年1月24日（日） 合格発表：2021年3月5日（金）

5月試験：2021年5月23日（日） 合格発表：2021年6月29日（火）予定

※9月の学科試験に合格すると、最短で2月（金財）の実技試験を受検できます。

※1月の学科試験に合格すると、最短で6月（金財）の実技試験を受検できます。

※5月の学科試験に合格すると、最短で9月（FP協会）、10月（金財）の実技試験を受検できます。

### ■受検資格（次のいずれかに該当）

①FP技能検定2級合格かつ実務経験年数1年以上

②実務経験年数5年以上

### ■合格基準

200点満点（基礎編：100点+応用編：100点）で120点以上 ※配点は非公表

### ■法令の基準日（問題文に特に指示のない限り）

【9月試験】2020年4月1日現在施行法令等に基づく。

【1月試験】2020年10月1日現在施行法令等に基づく。

【5月試験】2020年10月1日現在施行法令等に基づく。

### ■受検者データ ※2018年までは年2回（1・9月）、2019年より年3回（1・5・9月）実施。2020年5月は中止。

回（施行年月）	受検者数	合格者数	合格率（%）
2015.1月	8,032	680	13.09%
2015.9月	4,484	691	15.41%
2016.1月	5,453	675	12.37%
2016.9月	5,471	265	4.84%
2017.1月	6,087	851	13.98%
2017.9月	6,526	680	10.41%
2018.1月	7,455	1,083	14.52%
2018.9月	7,172	591	8.24%
2019.1月	7,310	618	8.45%
2019.5月	4,893	576	11.77%
2019.9月	5,836	592	10.14%
<b>2020.1月</b>	<b>7,049</b>	<b>833</b>	<b>11.81%</b>

## 2 出題傾向と合格の秘訣

基礎編の大きな特徴としては、出題数が3・2級と違い50問になる点です。6分野均等に出題される3・2級と違い、分野ごとに重みづけをした学習が必要になります。応用編の特徴は、出題形式が3・2級の実技試験に準じており、金財実施の実技試験(個人資産相談業務)と同様に「リスク管理」からは出題されていません。

<出題形式> 基礎編(四答択一式50問)、応用編(記述式問題5題)

実施団体	金融財政事情研究会
[基礎編] 10:00～12:30 (150分)	◇出題形式：四答択一式 ◇出題数：50問 <ul style="list-style-type: none"><li>・ A分野 ライフプランニングと資金計画 : <u>8問出題</u></li><li>・ B分野 リスク管理 : <u>7問出題</u></li><li>・ C分野 金融資産運用 : <u>9問出題</u></li><li>・ D分野 タックスプランニング : <u>9問出題</u></li><li>・ E分野 不動産 : <u>8問出題</u></li><li>・ F分野 相続・事業承継 : <u>9問出題</u></li></ul>
[応用編] 13:30～16:00 (150分)	◇出題形式：記述式 ◇出題数：5事例（3問×5事例=15問） <ul style="list-style-type: none"><li>・ A分野 ライフプランニングと資金計画 : <u>1事例出題</u></li><li>・ C分野 金融資産運用 : <u>1事例出題</u></li><li>・ D分野 タックスプランニング : <u>1事例出題</u></li><li>・ E分野 不動産 : <u>1事例出題</u></li><li>・ F分野 相続・事業承継 : <u>1事例出題</u></li></ul> <p>※B分野 リスク管理の出題はなし</p>

分野別出題内訳は過去の本試験問題を分析・集計したものであり、本試験団体が出題指定するものではありません。

## <合格の秘訣>

### [基礎編]

50問出題されますが、すべて四肢択一形式となります。近年の試験傾向を分析するとおおむね下記のような出題配分となりますので、科目ごとのバランスを考えながら学習しましょう。また、不適切なものを選ぶ問題の中には、他の3つの選択肢がわからなくても明らかに違うことが判定できる2級レベルの問題があるので、取りこぼさないようにしましょう。

#### ・ A分野 ライフプランニングと資金計画：8問出題

8問程度出題されているうち、5問程度は社会保険（年金・健康保険・労働保険・雇用保険・介護保険）の分野から出題されています。各制度の概論ではなく、特例や手続き等が問われていますので、各制度の詳細まで覚える必要があります。

#### ・ B分野 リスク管理：7問出題

7問程度の出題で、かつ応用編には出題されていないため、負担がやや軽い科目になります。保険料控除、法人契約保険料の経理処理、圧縮記帳など頻出論点をまずは押さえましょう。

#### ・ C分野 金融資産運用：9問出題

ポートフォリオやデリバティブなど1級の学習で初めて本格的に学ぶ論点が多く、2級レベルの知識が身についていないと難しく感じてしまうかもしれません。確率や統計の基礎知識に不安がある方は、早めに数学の基礎の復習をおススメします。

#### ・ D分野 タックスプランニング：9問出題

2級の基礎知識が身についている方は、比較的点数がとりやすい科目です。ただし、所得税だけでなく特に法人税の仕組みについて詳細を学びますので範囲は広くなります。また、財務分析の問題も出題されていますので、会計の基礎知識があると負担が減るでしょう。

#### ・ E分野 不動産：8問出題

1級で初めて学習する論点は他の科目に比べると少なく、2級の基礎知識が身についている方は、比較的点数がとりやすい科目です。ただし、文章題の中で特例の適用要件(○○%・○○m<sup>2</sup>等)に関する正誤判定が求められるため、細かい数字も覚える必要があります。

#### ・ F分野 相続・事業承継：9問出題

点数の取りやすい民法の問題も出題されますが、多くの受検者が苦手とする非上場株式の評価が合否のカギを握るでしょう。この論点は、応用編でも出題されます。1級受検時に実質的に初めて学習するという方が多く、時間をかけて正確な理解を心掛けてください。

## [応用編]

事例ごとに3問出題されます。1つの事例のうち必ず1問は計算問題が出題されます。全15問中、6~8問程度が計算問題となります。計算過程まで記入しなければならないため、日ごろからきれいな字で数式を書くトレーニングも必要となります。その他の問題は、すべて空欄補充形式となります。1級試験で初めて学ぶ論点(特に特例)も多く、さらに2級試験のような語群はないため、空欄に入る用語等は正確に覚えておく必要があります。

### ・ A分野 ライフプランニングと資金計画：1題（3問）

国民年金や厚生年金の受給金額を計算する問題が頻出です。2級試験でも基本問題が出題されるため、公式に当てはめれば正解できる問題です。しかし、加入条件などに細かい設定がありますので、注意深く条件を読んでミスをしない丁寧さが求められます。

### ・ C分野 金融資産運用：1題（3問）

企業の財務データを基にした財務分析や投資信託のパフォーマンス評価などの計算問題が頻出です。標準偏差の求め方など、基本的な数学の知識は必須となりますので、苦手な方は早めに取り組んだ方がよい科目になります。

### ・ D分野 タックスプランニング：1題（3問）

別表四が与えられ、空欄に入る数字を求める計算問題が頻出です。1級試験で初めて学習する論点になるため、会計の基礎知識があると望ましいでしょう。会計の基礎知識がない方であっても、計算問題はパターン化しているため問題演習を繰り返し行うことで合格点を取ることは可能です。しかし、別表四で求めた数字を使用した計算問題が続けて出題される場合もあり、最初の計算を間違うと次の問題も間違ってしまうため、丁寧に計算できる力が求められます。また、所得税の問題も出題される場合があるため、基本的な所得計算は確実にしておくことも必要です。

### ・ E分野 不動産：1題（3問）

事例に不動産(土地)の図面が与えられ、建蔽率・容積率を求める問題やそれらを使用した最大面積を求める計算問題が頻出です。緩和要件を考慮した問題ですが、ベースは2級レベルの知識になりますので、基礎を理解すれば得点源になります。

### ・ F分野 相続・事業承継：1題（3問）

非上場株式の評価額を求める計算問題は頻出です。2級試験ではあまり出題されない論点のため、多くの受検者が苦手にしている論点です。事例の中に公式が与えられないため、類似業種比準価格の公式も含めて、正確に理解する必要があります。ただし最近は、相続税額を計算させる問題も定期的に出題されるため、正確に計算できるよう練習しておくとよいでしょう。

## <まとめ>

まずは、2級レベルの知識に不安がある科目は早めに復習し、1級の学習時にはパターン化された頻出問題の取りこぼしがないように丁寧かつ正確な解答力を身につけることが合格の秘訣です。基礎編と応用編の総合得点で合否が決まりますので、科目間のみならず基礎・応用の学習時間も偏ることなくバランスよく学習しましょう。

### 3 本試験出題例

#### A ライフプランニングと資金計画（基礎編）

《問1》 公的介護保険（以下、「介護保険」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 平成30年8月以降、第1号被保険者および第2号被保険者のうち、前年の合計所得金額が220万円以上の者が介護サービスを利用した場合の自己負担割合は、原則として、3割である。
- 2) 介護保険の被保険者が有料老人ホーム（地域密着型特定施設等を除く）に入所し、その施設の所在地に住所を変更した場合、原則として、引き続き施設入所前の住所地の市町村（特別区を含む）が実施する介護保険の被保険者となる。
- 3) 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に認定を受けている要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するときは、要介護認定有効期間の満了前であっても、市町村（特別区を含む）に対し、区分変更の認定の申請をすることができる。
- 4) 介護医療院は、主として長期療養を必要とする一定の要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設である。

正解：1

出典：2019年1月FP1級学科試験  
基礎編（問題1）

#### B リスク管理（基礎編）

《問13》 任意の自動車保険（保険期間1年）のノンフリート等級別割引・割増制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

- 1) ノンフリート等級別割引・割増制度は、自動車保険における契約者間の保険料負担の公平性を確保するため、契約者を1等級から25等級に区分し、等級ごとに保険料の割引・割増を行う制度である。
- 2) 12等級の契約者が自動車を走行中に飛び石でフロントガラスにひびが入り、車両保険金のみが支払われた場合、当該事故は「ノーカウント事故」であり、更新後の等級は13等級となる。
- 3) 前年に初めて自動車保険を契約して更新後の等級が7等級になった契約者と、前年に「1等級ダウン事故」を起こして更新後の等級が7等級になった契約者は、等級が同じであるため、それぞれの保険料に適用される割引率は同じである。
- 4) 被保険自動車の廃車に伴って自動車保険契約を解約する場合、所定の中止証明書の発行を受けることにより、保険会社を問わず、当該証明書の有効期間内に新たに契約する自動車保険に中断前の等級を引き継ぐことができる。

正解：4

出典：2018年5月FP1級学科試験  
基礎編（問題13）

## E 不動産（基礎編）

《問36》 建築基準法における「日影による中高層の建築物の高さの制限」（以下、「日影規制」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 日影規制の対象区域内にある同一の敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を1つの建築物とみなして日影規制が適用される。
- 2) 第一種中高層住居専用地域および第二種中高層住居専用地域内において日影規制が適用される建築物については、北側の隣地の日照を確保するための建築物の各部分の高さの制限（北側斜線制限）は適用されない。
- 3) 日影規制の対象となる建築物であっても、一定の採光、通風等が確保されるものとして天空率に適合する建築物については、日影規制は適用されない。
- 4) 日影規制の対象区域外にある高さが10mを超える建築物で、冬至日において、日影規制の対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして日影規制が適用される。

正解：3

出典：2019年1月FP1級学科試験  
基礎編（問題36）

## F 相続・事業承継（基礎編）

《問49》 取引相場のない株式の相続税評価における特定の評価会社に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 課税時期において総資産価額（相続税評価額）に占める土地等の価額の合計額の割合が90%以上である評価会社は、当該会社の業種や規模にかかわらず、特定の評価会社に該当する。
- 2) 課税時期において総資産価額（相続税評価額）に占める株式等の価額の合計額の割合が50%以上である評価会社は、当該会社の業種や規模にかかわらず、特定の評価会社に該当する。
- 3) 課税時期において開業後3年未満である評価会社は、当該会社の業種や規模にかかわらず、特定の評価会社に該当する。
- 4) 休業中であることにより特定の評価会社に該当する評価会社の株式の価額は、同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合であっても、配当還元方式により算出した価額によって評価することはできない。

正解：1

出典：2019年1月FP1級学科試験  
基礎編（問題44）

## C 金融資産（応用編）

Aさん（40歳）は、これまで株式や投資信託を購入した経験はないが、将来に向けた資産形成のため、上場株式への投資を行いたいと考えている。

Aさんは、株式投資を始めるにあたって、短期の売買は望まず、株式の発行企業の財務分析を行ったうえで、長期的なスタンスで投資したいと考えている。具体的には、X社の株式に興味を持っており、下記の〈X社の財務データ〉を参考にして投資を決定したいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした

<X社の財務データ>

(単位：百万円)

		平成28年3月期	平成29年3月期
資 産 の 部 合 計		5,440,000	5,500,000
負 債 の 部 合 計		2,940,000	3,100,000
純 資 産 の 部 合 計		2,500,000	2,400,000
内 訳	株 主 資 本 合 計	2,252,000	2,147,000
	その他の包括利益累計額合計	—	—
	新 株 予 約 権	3,000	3,000
	非 支 配 株 主 持 分	245,000	250,000
売 上 高		4,900,000	4,650,000
売 上 総 利 益		1,080,000	1,040,000
営 業 利 益		350,000	365,000
営 業 外 収 益		10,000	10,400
内 訳	受 取 利 息	5,000	5,000
	受 取 配 当 金	1,000	1,100
	そ の 他	4,000	4,300
営 業 外 費 用		11,000	10,400
内 訳	支 払 利 息	7,000	6,200
	そ の 他	4,000	4,200
経 常 利 益		349,000	365,000
親会社株主に帰属する当期純利益		165,000	125,000
配 当 金 総 額		76,000	80,000
発 行 済 株 式 総 数		640百万株	640百万株

※上記以外の条件は考慮せず、各間に従うこと。

《問54》 Mさんは、Aさんに対して、株式の内在価値（理論株価）について説明した。《設例》の〈X社の財務データ〉に基づき、Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、（予想）配当金額は、実績値と同額と仮定すること。

「『配当割引モデル』では、株式の内在価値は、将来受け取る配当の現在価値の総和として計算されます。したがって、今後、一定の金額の配当を支払い続ける企業の株式の1株当たりの内在価値は、1株当たり（予想）配当金額を期待（①）率で除する配当割引モデルによって算出することができます。たとえば、X社株式に対する期待（①）率が4.00%であるとすると、平成29年3月期におけるX社株式の1株当たりの内在価値は、（②）円と計算されます。

また、長期的には配当金総額と利益総額が一致して定率の成長をするという前提のもとで株式の内在価値を求める『定率成長モデル』という考え方もあります。『定率成長モデル』では、『配当割引モデル』の算式を基に、期待成長率を加味して株式の内在価値を算出します。たとえば、X社株式に対する期待（①）率が4.00%、期待成長率が1.50%であるとすると、平成29年3月期におけるX社株式の1株当たりの内在価値は、（③）円と計算されます。なお、期待成長率には、『ROE × (1 - (④))』の算式で算出されるサスティナブル成長率を代用することができます」

《問55》 《設例》の〈X社の財務データ〉に基づいて、①X社の平成29年3月期の自己資本当期純利益率と②X社の平成29年3月期のインタレスト・カバレッジ・レシオを、それぞれ求めなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。なお、自己資本当期純利益率の計算にあたって、自己資本は平成28年3月期と平成29年3月期の平均を用いること。

《問56》 Mさんは、Aさんに対して、上場株式の配当や譲渡に係る税金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

「上場株式から受け取る配当については、大口株主等に該当する場合を除き、原則として、その支払の際に（①）%の税率により所得税および復興特別所得税、住民税が源泉徴収（特別徴収）され、その配当所得については、確定申告不要制度、（②）課税、総合課税のいずれかを選択することになります。総合課税の対象とした配当所得については、一定のものを除き、（③）の適用を受けることができ、その配当等に所定の率を乗じて計算した金額を、納付すべき税額の計算上控除することができます。

一方、上場株式を売却した場合には、その譲渡価額から取得費および手数料等を控除して譲渡所得の金額を計算し、原則として確定申告することになります。また、上場株式を売却して譲渡損失が生じた場合は、確定申告により、その年分の他の上場株式に係る譲渡所得のほか、（②）課税を選択した上場株式の配当等や特定公社債等の利子等と損益通算することができ、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後（④）年間にわたり、上場株式に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することができます。

なお、上場株式への投資については、その配当や譲渡益について、確定申告を不要とすることができる特定口座制度や、所得税などの税金を非課税とすることができる少額投資非課税制度（NISA）などを利用することができます」

出典：2018年1月FP1級学科試験  
応用編（問題54・55・56）

## 【解答】

### 《問54》

<答> ① 利子（率） ② 3,125（円） ③ 5,000（円） ④ 配当性向

### 《問55》

①自己資本当期純利益率

$$\frac{2,252,000\text{百万円} + 2,147,000\text{百万円}}{2} = 2,199,500\text{百万円}$$

$$\frac{125,000\text{百万円}}{2,199,500\text{百万円}} \times 100 = 5.683 \dots \Rightarrow 5.68\%$$

②インタレスト・カバレッジ・レシオ

$$\frac{365,000\text{百万円} + 5,000\text{百万円} + 1,100\text{百万円}}{6,200\text{百万円}} = 59.854 \dots \Rightarrow 59.85\text{倍}$$

<答> ① 5.68（%） ② 59.85（倍）

### 《問56》

<答> ① 20.315（%） ② 申告分離（課税） ③ 配当控除 ④ 3（年間）

